

2018 年度 JAMS 会員総会議事録

事務局

2018 年 10 月 21 日（日）、東京外国語大学本郷サテライトにおいて 2018 年度日本マレーシア学会（JAMS）の会員総会が行われた。

議長選出

西芳実会員が議長に選出された。

報告事項

1. 運営委員長

篠崎香織運営委員長より、前期の運営委員会からの申し送り事項「日本マレーシア学会の運営体制の見直しについて」の担当として山本博之委員を任命したことが報告された。

2. 事務局

総務

山本委員より、JAMS が参加している学会等の連合体に関して以下の報告があった。

(1)本学会は地域研究コンソーシアム（JCAS）の幹事組織として運営を担っている。JCAS は加盟組織の会費負担はない。JAMS からは金子芳樹会長が JCAS の理事として参加している。JCAS は、年次集会（総会と一般公開シンポジウム）、地域研究コンソーシアム賞（JCAS 賞）の顕彰、オンラインジャーナル『地域研究』の刊行を行っている。今年度の年次集会は 2018 年 11 月 2 日に大阪大学グローバルイニシアティブセンターで行われる。JCAS の活動は、主要なものは事務局からも案内するが、会員には JCAS ホームページまたは JCAS メールマガジンを参照していただきたい。

(2)本学会は地域研究学会連絡協議会（JCASA）に参加している。JCASA は会費制で、加盟学

会が支払う会費は 2 年間で 5000 円。主な活動は総会のみ（2018 年 12 月 8 日予定）。

ウェブサイト

山本委員より今年度の活動について以下の報告がなされた。

『The Daily NNA マレーシア版』に毎月掲載されているコラム記事「知識探訪」の記事再録をはじめ、JAMS ウェブサイトを通じて学会の活動を広報している。

一部項目（研究大会、会誌、ディスカッションペーパー）については英語ページも作成している。今後も英語ページおよび英語コンテンツを増やしていきたい。

スマートフォンへの対応を含めた JAMS ウェブサイトのリニューアルを検討している。

会計

光成歩委員より配布資料をもとに 2018 年度の会計中間報告が行われた。

会員情報

光成委員より以下の報告がなされた。

(1)会員数

2018 年 10 月 20 日の時点で会員数は 204 名。前年度の会員総会時から 5 名入会、4 名退会で 1 名増。

(2)権利の停止

会員の権利の停止の対象者は 34 名。

(3)メーリングリスト

会員メーリングリストを含む JAMS 関連のメーリングリストを管理している。

3. 学会誌編集委員会

祖田亮次編集長より以下の5件の報告がなされた。

(1)会誌第6号

2017年10月30日付けで発行した。

(2)会誌第7号

2018年11月に発行の予定。内容は、研究大会シンポジウム特集(論文7件)、論文1件、知識探訪12件。論文はプレプリント版としてJAMSウェブサイトに掲載した。

(3)投稿要領の修正

投稿原稿種別にフォーラムを追加した。それに伴い、投稿要領に若干の修正を行った。

(4)会誌第8号

2019年3月の発行を目指し、2018年9月30日を締め切りとして原稿募集を行った。2018年10月21日時点で、論文1件、書評論文1件の投稿があった。2018年10月の研究大会のシンポジウムをもとにした特集を掲載予定。書評を充実化させる方針。

4. 地区担当

関東地区

福島康博委員より、関東地区研究会について以下の3件の報告がなされた。

(1)立教大学池袋キャンパスで地区例会を開催している。

(2)7月28日に実施予定だった研究会「チュラマ(政治集会)からみた第14回総選挙」は台風の接近に伴い中止した。

(3)10月27日に研究会「マレーシアにおける女子割礼」を実施する予定。

関西地区

山本委員より、以下の2件の報告がなされた。

(1)奇数月の最終日曜日の京都大学で関西地区例会を行っている。

(2)マレーシアに関わるものであれば内容の制限はないが、今期は、選挙(特に第14回総選

挙)と5月13日事件の2つのテーマを優先的に募集している。

(3)5月13日に研究会「2018年マレーシア総選挙を考える」の第1回(報告者:篠崎香織、田中李歩、山本博之)、7月29日に第2回(報告者:山本博之、鷲田任邦)を実施した。9月30日に第3回を実施する予定だったが、台風の接近に伴い中止した。

5. 研究大会

坪井祐司委員より2018年度研究大会の開催について以下の3件の報告がなされた。

(1)2018年10月21日(日)に東京外国語大学本郷サテライトで研究大会を実施した。

(2)個別研究報告とポスター・セッションとし、発表者を募集した。個別研究報告で2件を採択した。ポスター・セッションは応募がなかった。

(3)シンポジウム「マレーシアの政権交代を考える——2018年総選挙と民族・地方」を企画した。

6. 連携研究会

篠崎運営委員長より、連携研究会の活動について以下のように報告があった。

連携研究会について、JAMS会員が中心になって組織する研究活動に対し、申請に基づいてJAMSが連携研究会として認定するものである。以下の連携研究会がある。

- ・クアラルンプール地区研究会
- ・マレーシア映画文化研究会
- ・パラダイム研究会
- ・「ジャウィ文献と社会」研究会

7. 社会連携

篠崎運営委員長より、以下の2件について報告がなされた。

(1)マレーシアで発行されている邦字紙『NNAマレーシア』に本学会の会員がコラム「知識探

訪」を毎月掲載している。執筆者は会員の自薦による。積極的な応募を期待する。

(2)賛助会員であるマレーシア国立博物館日本語ボランティアガイド・グループより JAMS に対して、同グループを対象としたマレーシア事情研修の講師を紹介するよう依頼があり、会員メーリングリストにて募集を行った。2名の会員が講師を引き受け、それぞれレクチャーを実施した。

審議事項

1. 2017年度の決算について

光成委員より配布資料に基づいて 2017年度の会計報告がなされ、宮崎恒二監査より監査結果が報告され(光成委員代読)、いずれも承認された。

2. 規約の改正について

山本委員より、配布資料に基づいて会則等の変更以下のように提案がなされ、いずれも承認された。

【規約改正案の提案の経緯】

前期の運営委員会が本会の運営体制について会員の意見を伺う意見交換会を開催した。2017年12月22日に東京会場(立教大学)で、2018年1月19日に京都会場(京都大学)でそれぞれ意見交換会が開催された。意見交換会に参加できない会員には電子メールによる意見の提出をお願いした。意見交換会では、会長選出方法と運営体制に関して、会長選挙で会長候補の推薦がない事態を招かないような制度的な見直しが必要ではないか、会長選出では会員の意向をより大きく反映させるために正会員が会長候補者を直接選べる仕組みにしてはどうか、特定の会員が運営委員を長く続けるような状況は改善した方がよいのではないかと、特に若手のポスドク研究者が学会運営の手伝いを

毎年続けている状況は改善するべきではないかなどの意見が出された。

この内容を踏まえて、前期の運営委員会は2018年2月7日付けで「日本マレーシア学会の運営体制の見直しについて」をまとめ、今期の運営委員会に対する申し送り事項とした。

今期の運営委員会は、山本委員を本件の担当者としてこの申し送り事項への対応を検討した。2018年4月16日に金子芳樹会長、篠崎運営委員長、山本委員の3人で本件に関する会合を開き、申し送り事項に沿って今期中に運営体制を変更する方針を決めた上で、運営体制見直しの基本的な内容およびそれに伴う諸規程改正の手順について意見交換を行った。会長選出方法の変更を検討していることについて会員に周知して会員の意見を伺い、それを踏まえて運営委員会が諸規程の改正案を作成して、会員総会に提案することになった。これに基づいて、2018年6月4日に会員メーリングリストを通じて、2019年度に実施予定の会長選挙からの実施を目指して、2018年度の会員総会で会長選出方法の変更の提案を検討していることを報告し、意見があれば2018年7月2日までに事務局に提出していただきたいと会員に呼びかけた。

寄せられた意見を踏まえて検討を行い、運営委員会として規約改正案を提案する。

【議案(2)-1】運営委員会にかえて理事をおく変更

- ・会則第5条第1項及び第2項

[改正前]

- 1.この会に 会を代表する会長を1人 おく。
2. 会長は、別に定める規定に基づいて実施された選挙を経て、正会員の中から総会において選任する。

[改正後]

- 1.この会に次の役員をおく。

- (1)理事 5名
 - (2)監事 1名
 - (3)理事のうち1名を会長とする。
- 2.本会の役員は、すべて正会員の中から選任され、総会の承認を受けるものとする。

・会則第6条

[改正前]

- 1.この会は、会の運営のために必要な役職を分担する運営委員若干名をおく。
- 2.運営委員は、会長による指名に基づき、正会員の中から総会において選任する。
- 3.運営委員の役職は別に定め、兼任をさまたげない。
- 4.運営委員の任期は2年とし、再任をさまたげない。
- 5.運営委員は運営委員会を組織し、運営委員の互選により運営委員長を選任する。運営委員長は運営委員会の活動の統括責任を負うと同時に、この会の会務を統括する。
- 6.何らかの事情により運営委員の職務執行に支障が生じた場合、運営委員会で協議のうえ、運営委員会の指名する正会員がその職務を代行または補佐する。

[改正後]

- 1.理事は、正会員の無記名投票により選出される。
- 2.理事の任期は2年とし、再任をさまたげない。
- 3.理事の選出方法は別に定める。
- 4.理事は理事会を組織し、理事の互選により会長を選任する。会長は理事会の活動の統括責任を負うと同時に、この会の会務を統括する。
- 5.何らかの事情により会長の職務執行に支障が生じた場合、会長があらかじめ指名する理事がその職務を代行または補佐する。

・会則第10条（新設）

- 1.理事会に、互選により、総務、研究大会、会誌編集、地区例会を担当する理事をおく。
- 2.理事会は、この会則で定めるもののほか、次の事務を行う。
 - (1)総会に付議すべき事項を審議決定すること
 - (2)総会が議決した事項を執行すること
 - (3)その他総会の議決を要しない会務を執行すること

・細則第9条及び第10条（改正後は第9条）

[改正前]

第9条 会長の任期は、選任された総会が開かれた翌年度の4月1日より、その翌々年度の3月31日までとする。

第10条 運営委員の任期は、選任された総会が開かれた翌年度の4月1日より、その翌々年度の3月31日までとする。

[改正後]

- 1.役員は、選任された総会が開かれた翌年度の4月1日より、その翌年度の3月31日までとする。
- 2.役員は、辞任または任期満了の後においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

【補足説明】現行の規約では本会に会長と運営委員をおいている。改正案では運営委員にかえて理事をおき、理事の互選で会長を選出することとし、理事と監事をあわせて役員と呼ぶ。現行の運営委員に関する規定を改正案ではほぼそのまま理事に関する規定とする。ただし、現行では運営委員は会長が指名するのに対し、改正案では理事は正会員が無記名投票によって正会員の中から選出する。

会長と運営委員の任期に関する規定を統合し、役員は任期に関する規定とする。任期に関

する規定は、現行では総会が開かれた年度から数えて「その翌々年度」としているが、わかりにくいため、「翌年度の4月1日」から数えて「その翌年度」と改正する。また、役員が辞任または任期を満了した後の業務の空白期間を避ける規定を新設する。

【審議】出席会員の3分の2以上の賛成により承認された。

【議案(2)-2】会長選挙を理事選挙に変更

・理事選出規程（新設）

第1条

1. 理事の選挙は、理事会が正会員の中から指名する定員2名の選挙管理委員会がすべての管理を行う。選挙管理委員長は、選挙管理委員の中から互選によって選出する。
2. 特別な事情があるときを除き、選挙による理事の選出は、現任の理事の任期満了の日から数えて60日以前に行う。

第2条

1. 本規程による選挙権および被選挙権をもつ者は、本会の正会員とする。
2. 選挙人名簿は、理事の改選が行われる前の定められた時期の正会員名簿とする。ただし、その時点での会員資格停止者は選挙人名簿から除く。
3. (後述)

第3条

1. 選挙管理委員会は、理事の改選が行われる前の定められた時期に、選挙人名簿に記載された正会員に対し、その正会員が届け出ている国内の郵便物郵送先に宛てて、理事選挙の通知を発送する。
2. 選挙管理委員会は、理事選挙の通知を発送する際に、選挙管理委員会があらかじめ定めた開票予定日を通知する。

第4条

1. 理事は、正会員による6名以内連記の無記名投票に基づき、辞退者を除き、得票順の上位より選出される。
2. 末位に同数得票者がある場合は、選挙管理委員会の抽選により1名を当選とする。

第5条

1. 選挙管理委員会と理事に当選した会員（以下、「理事予定者」という。）とのあいだの連絡は、本会に登録された電子メールアドレスへの電子メールによるものとする。電子メールで連絡がとれない場合、理事選挙管理委員会の判断により電話ないし郵便によって連絡を行うこともあるが、電話連絡ないし郵便による連絡は二次的な連絡手段とする。郵送会員に対しては郵便または電話によって連絡を行う。
2. 選挙管理委員会は、理事予定者に対し、開票の日より2日以内に当選通知を發出する。
3. 理事予定者は、当選通知の發出の日より4日以内に選挙管理委員会に対して理事就任の受諾または辞退を回答するものとする。
4. 選挙管理委員会は、病気等の真にやむを得ない理由により理事就任が困難であるとして理事予定者から理事就任の辞退の申し入れがあった場合、理事就任の辞退を認めることができる。
5. 当選通知の發出の日より4日以内に理事予定者から選挙管理委員会に対して受諾または辞退のいずれの連絡もない場合、当該の理事予定者は理事就任を受諾したものとみなす。
6. 第4項による辞退者が出た場合、繰り上げ当選による理事予定者に対する選挙結果の通達に関しては、「開票の日」を「繰り上げ当選が定まった日」と読み替えて前5項を適用する。

第6条

選挙管理委員長は、理事予定者と調整を行ったうえで理事予定者会合を招集し、同会合の議長が選出されるまでのあいだ議事進行役を務める。

第7条

1. 選挙管理委員長は、総会で理事選挙の結果を報告する。

2. 選挙管理委員会は、書面により理事選挙の結果を会長に報告する。会長は歴代の理事選挙結果を管理し、会員または非会員による開示の要求に応じない。

第8条

理事選挙に関してこの規程で定められていないことがらについては、選挙管理委員会が判断し、総会で承認を得るものとする。

第9条

この規程の改廃は総会の決議を経て行う。

【補足説明】会長選挙規程を廃止して理事選出規程を新設する。会長選挙にかえて理事選挙を行う。選挙管理委員は2名にする。選挙管理委員は被選挙権を持つ正会員の一覧を示し、選挙権を持つ正会員はその中から理事にふさわしいと考える6名以内の名前を書いて郵便で投票する。得票数の上位5名を当選とし、病気等の真にやむを得ない理由があると選挙管理委員会が判断した場合を除いて理事就任の辞退は認めない。5人の理事は互選により会長を選出する。

【審議】出席会員の過半数の賛成により承認された。

【議案(2)-3】理事の連続就任に関する規定の新設

・細則第10条（新設）

連続して2期にわたり理事を務めた者は、そ

の任期中に行われる理事選挙において被選挙権を持たない。

・理事選出規程第2条第3項（新設）

細則第10条により被選挙権を持たない者の氏名は、被選挙権を持たないことを明示したうえで選挙人名簿に記載する。

・運営体制移行期に関する規程第3条第2項（新設）

2019年度に行われる理事選挙では、細則及び理事選出規程を以下のように読み替える。

(1)細則第10条の「連続して2期にわたり理事を務めた者」を「連続して3期以上にわたり会長または運営委員を務めた者」に。

(2)～(4) 略

【補足説明】特定の会員が長期にわたり理事を務めることを避けるため、理事の留任の上限を連続2期4年までとし、3期目となる理事選挙では被選挙権を与えない。ただし選挙権はあるため、選挙人名簿には記載し、印などによって被選挙権を持たないことを明示する。

2020年度は移行に当たるため、2019年度までの運営委員は理事とみなして理事の3期連続就任禁止の規定を適用する。ただし、2020年度から始まる期にこの規定を適用すると会務の継続性が失われることが懸念されるため、2020年度から始まる期は、特例として理事の留任の上限を連続3期6年間とする。

【審議】出席会員の過半数の賛成により承認された。

【議案(2)-4】委員に関する規定の新設

・会則第8条（新設）

1. この会に、この会の業務を執行するための委員を若干名おく。

2. 委員は理事を補佐する。
3. 委員は、会長が理事会の承認を経て任免する。

・細則第 11 条（新設）

1. 連続して 2 期にわたり委員を務めることはできない。
2. 以下の委員は前項の適用から除外する。
 - (1) 選挙管理委員
 - (2) 大会実行委員

・運営体制移行に関する規程第 4 条（新設）

2020 年度から始まる期においては、第 11 条第 1 項の「連続して 2 期にわたり」を「連続して 2 期以上にわたり運営委員を務めた者は、それに続く期に」と読み替える。

【補足説明】選挙で選ばれた 5 名の理事を補佐する委員をおく。常設の委員として、総務委員、大会委員、編集委員、地区例会委員が想定される。このほか、理事選挙では選挙管理委員が任命され、研究大会では会場校の担当者が大会実行委員に任命される。委員の選出は選挙によらず、理事会の了解のもとで会長が任免する。特定の会員が長期にわたって委員を務めることを避けるため、2 期連続で委員になることを認めない。ただし選挙管理委員と大会実行委員はこの規定の対象外とする。これは、同一の会員が連続して選挙管理委員や大会実行委員になることを想定するためではなく、常設の委員が任期の次の期に選挙管理委員や大会実行委員になる（あるいは、選挙管理委員や大会実行委員が次の期に常設の委員になる）ことを妨げないための規定である。

特定の会員が長期にわたって委員をつとめることを避けるため、2019 年度までの運営委員は委員だったとみなして委員の留任禁止の規定を適用する。ただし、2020 年度から始まる期にこの規定を適用すると会務の継続性が失

われることが懸念されるため、2020 年度から始まる期に関しては、委員の留任の上限を連続 2 期 4 年間とする。

【審議】出席会員の 3 分の 2 以上の賛成により承認された。

【議案(2)-5】賛助会員及び連携研究会の連絡役に関する規定の新設

・細則第 12 条（新設）

1. 賛助会員は、この会の正会員の中から賛助会員の世話役を指名する。
2. 賛助会員の世話役は、理事会と連絡・相談のうえで、賛助会員による賛助および賛助会員に対する特典実施を担当する。

・細則第 13 条（新設）

1. 連携研究会は、この会の正会員の中から連携研究会の幹事を指名する。
2. 連携研究会の幹事は、理事会と連絡・相談のうえで、連携研究会の活動を統括し、連携研究会の活動に責任を負う。
3. 連携研究会については別に定める。

【補足説明】賛助会員及び連携研究会との連絡調整の担当者を理事と別におくことにより、理事の負担が軽減されるとともに、理事の改選によっても賛助会員及び連携研究会の活動が滞りなく進められる。

【審議】出席会員の過半数の賛成により承認された。

【議案(2)-6】運営委員会を理事に変更

・会則第 4 条第 1 項

[改正前]

この会の会員は、次の 2 種とする。

- (1) 略

(2)賛助会員 本会の事業を賛助するために、運営委員会によって入会を承認された個人及び団体

[改正後]

この会の会員は、次の2種とする。

(1) 略

(2)賛助会員 本会の事業を賛助するために、理事会によって入会を承認された個人及び団体

・会則第6条a第5項（改正後は第7条）

[改正前]

監事は、この会の委員を兼任することができない。

[改正後]

監事は、この会の理事または委員を兼任することができない。

・会則第8条（改正後は第11条）

[改正前]

この会は事務局を運営委員会の定める場所におく。

[改正後]

この会は事務局を理事会の定める場所におく。

・細則第6条第1項

[改正前]

会費を2年分滞納した者は、運営委員会の承認を経て、会員の権利を停止することができる。会員の権利を停止された正会員が滞納会費を完納した場合には、運営委員会の承認を経て、権利の停止を解除することができる。

[改正後]

会費を2年分滞納した者は、理事会の承認を経て、会員の権利を停止することができる。会員の権利を停止された正会員が滞納会費を完納した場合には、理事会の承認を経て、権利の停止を解除することができる。

・細則第7条

[改正前]

会費を3年分滞納した者は、運営委員会の承認を経て、除籍することができる。

[改正前]

会費を3年分滞納した者は、理事会の承認を経て、除籍することができる。

・細則第12条（改正後第15条）

[改正前]

臨時総会は、以下の各号のいずれかを満たす場合に会長が招集する。

(1)運営委員会が必要と認めたとき。

(2) 略

[改正後]

臨時総会は、以下の各号のいずれかを満たす場合に会長が招集する。

(1)理事会が必要と認めたとき。

(2) 略

・細則第13条第1項及び第2項（改正後第16条第1項及び第2項）

[改正前]

- 1.総会の議題は運営委員会が決定する。
- 2.正会員は、総会以前の定められた期間に、運営委員会に対して書面をもって議題を提案することができる。なお、正会員5名以上が提案した議題は、必ずこれを総会の議事に含めなくてはならない。

[改正後]

- 1.総会の議題は理事会が決定する。
- 2.正会員は、総会以前の定められた期間に、理事会に対して書面をもって議題を提案することができる。なお、正会員5名以上が提案した議題は、必ずこれを総会の議事に含めなくてはならない。

・細則第15条（改正後第18条）

[改正前]

通常総会は、この会の会則、細則、その他規程に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1)及び(2) 略

(3)その他 運営委員会 が必要と認めた事項

[改正後]

通常総会は、この会の会則、細則、その他規程に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1)及び(2) 略

(3)その他理事会が必要と認めた事項

【補足説明】 現行の運営委員会の権限を改正案では理事会が持つため、「運営委員会」を「理事会」に変更する。

【審議】 出席会員の3分の2以上の賛成により承認された。

【議案(2)-7】 表現を整える変更

・細則第16条第1項（改正後第19条第1項）

[改正前]

総会議事につき書面をもってあらかじめ意志を表示した者、および他の正会員を代理人として議決を委任した者は、出席者とみなす。

[改正後]

正会員のうち、総会議事につき書面をもってあらかじめ意志を表示した者、および他の正会員を代理人として議決を委任した者は、出席者とみなす。

・細則第13条第3項（改正後第16条第3項）

[改正前]

総会において、出席した正会員（細則第16条第1項による出席者を除く）の5分の4以上の同意があるときは、あらかじめ用意された事項以外を議題とすることができる。

[改正後]

総会において、出席した正会員（細則第19条第1項による出席者を除く）の5分の4以上の同意があるときは、あらかじめ用意された事項以外を議題とすることができる。

・細則第14条（改正後第17条）

[改正前]

総会の議長は、会議のつど、出席した正会員（細則第16条第1項による出席者を除く）の中から選出する。

[改正後]

総会の議長は、会議のつど、出席した正会員（細則第19条第1項による出席者を除く）の中から選出する。

【補足説明】 細則第16条が第19条になることに伴い表現を整える。

【審議】 出席会員の過半数の賛成により承認された。

3. 事務局業務の一部外部委託について

山本委員より、事務局が担当する一部業務を2019年度より外部組織に業務委託することが以下のように提案され、承認された。

2020年度に理事会体制に移行した後は、学会運営を総務理事が担当することになる。その負担が過度に大きくなるようにするために、総務理事の担当する業務のうち、ウェブサイト管理、会計、会員情報管理を外部委託する。

新体制への移行と同時に外部委託が開始すると混乱を招くおそれがあるため、上記業務の外部委託は2019年度から開始し、今期の事務局が2019年度内に体制を整える。

4. 2019年度の予算案について

光成委員より、配布資料にもとづき2019年

度予算案が提示され、承認された。

5.2019 年度の研究大会について

坪井委員より、2019 年度の研究大会について、会場を立教大学とし、時期および形態につ

いては決定を運営委員に一任し、その結果について 2019 年度の早い時期に会員メーリングリストで告知することが提案され、承認された。

以上